

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年6月17日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階 B・C・D・E会議室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから6月17日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を上げてください。御質問のある方はいらっしゃいますか。

アラキさん。

○記者 毎日新聞のアラキです。

原発の活断層のほうの評価でお伺いしたいことがあります。

先週の会見でも、多くの長期化している原発の審査のほうで、足踏み状態の中で行政上のリソースを投入し続けるのも無責任だというふうにおっしゃっていたかと思いますが、それで、当然、行政上の手続が必要で、場合によっては審査を止めることとかもあるというふうにおっしゃっていたかと思います。

審査全体のやり方について議論をする余地はあると思うのですが、そもそも、その前の段階の、断層の評価についてというのは議論の余地はないのでしょうかというふうに伺いたいと思っております。

○更田委員長 外してよければ外しますけれども、いいですか。異論のある方がおられなければマスクを外しますけど、外していいですか。

御質問の意味が必ずしも明確に捉えられているわけではないですけども、今の審査で大きなポイントとなっているのは、敷地内にある、いわゆる破碎帯の活動性についてで、この活動性を否定する立証というのは、私たちは方法を規定しているわけではなくて、また、その立証方法は、これは、立証責任はそもそも事業者側にあるわけで、申請者側にあるわけなので、その立証の仕方について、こうでなければならないと私たちが規定しているわけではないのですね。

ただし、それがきちんと立証できているかどうかというのを審査で見ているわけで、そういった意味では、アラキさんは断層評価と丸めておっしゃったけれども、評価に対して、立証方法について、こうでなければならないという規定をしているわけではないし、また、規制側がその立証方法を縛るべきではないだろうと思います。こういう立証の仕方であればいけないというふうに縛るつもりはない。

そういった意味では、こういった立証を進めようかというのは、これは申請者側の努

力の問題であって、私たちは、そこで推論なり、論理の展開がなされたら、その確からしさを見ていくという、それに尽きるだろうというふうに思います。

○記者 申請者側からの思いといいますか意見ですと、なかなか、断層が動かないというような証明をするのも、悪魔の証明のようで難しいというふうな声も聞こえてきたりとかするのですが、確かに立証方法は任せるとしても、こうこういった基準であれば活断層であるとか、もうちょっと基準を明確化してあげてもいいのかなとも思ったりはするのですが、そこは難しい感じなのですか。

○更田委員長 難しいというよりも、それをすべきかどうかというのは、その以前の問題としてあるだろうと。

それから、悪魔の立証うんぬんという言葉が出てくるけれども、じゃあ、私たち東京電力福島第一原子力発電所事故が起きたときに何を思ったのだと。あれだけの自然災害によってあれだけの事故が引き起こされていて、なお自然災害に対する立証は悪魔の立証だって、そんな論理が通るとは思えないし、もちろん難しいことはよく分かる。

難しいことはよく分かるというのは、相手は自然現象であって、しかも頻度の低い自然現象であるものほど立証するのは難しいのは事実です。

ですから、断層の活動性についても、私たちは無限の要求をしているわけではなくて、一定の年代以降に活動性がないという、活動していることはないというのを立証するように求めているわけで、ある意味で私たちの要求水準は明確に示していると思うし、それを立証するのは難しいのは事実ではあるけれど、じゃあ、立証されない、非常に難しい自然災害について、そのハザードの脅威を捉えることは難しいから、じゃあ動かそうにはならないです。そこは明白であろうと思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、2列目の後ろの方。

○記者 共同通信のヒロエと言います。

今日の定例会合の東海再処理施設の引き波について御質問があるのですが、石渡委員の発言に対して、一般論ですよねということを委員長が言われていたと思うのですが、引き波の指摘については、委員長はどのようにお考えなのでしょうか。

○更田委員長 二つのことを申し上げますけれども、石渡委員のおっしゃっていることは、一般論として誠に正確であって、私たちはよく、東日本大震災の際に津波がやってくる状態と、それから、それが引いていくところの映像を随分見ますけれども、多くの漂流物が引き波と共に非常に激しい運動量を持って行っている。

ですから、引き波が恐ろしいのは事実ですし、十分な防護策が必要なのも事実です。これは、今までの発電所や、様々な原子力施設の審査においても見られています。

ですから、東海再処理に対しても、こういった検討が必要なのは事実だと思っています。

ただ、一方で、私が難しいと申し上げたのは2点目ですけども、これから長期間にわたって利用しようとする施設に対する要求の仕方と、廃止措置段階にある施設に対する要求って、一律には捉えにくい部分があって、例えば廃止措置の段階が進むにつれて、その施設が持つ潜在的なリスクはどんどん下がっていくわけなので、それに併せて防護策は当然変化していくわけだけども、ただ、例えば漂流物に対する備えうんぬんというのは、一時的に設けるといことは、恐らくなかなか難しいものだろうし、一方で、東海再処理は、これからガラス固化という、廃止措置段階といいながら、本業に近いものが残っているのだから、十分な防護策を、これから活動する施設並みの防護策を求めるとい考え方もあるだろうし、これは、ですから、やはり議論も必要だし、それから、どのくらいのリスクがあるのか、そして、どのくらいリスクが高止まりし続けるのか、その期間との兼ね合いもあるので、これから動かそうとする施設に対する防護策の要求の仕方と、廃止措置段階にある施設に対する要求の仕方というのは、なかなか議論が難しいところがあるだろうと思っています。

いずれにしろ、東海再処理の安全防護策については、まだまだこれから議論が続くものというふうに理解をしています。

○記者 HAW 施設とかも全周するという指摘もありましたけど、それについてはいかがでしょうか。

○更田委員長 これは委員会の席上でも申し上げましたけれども、遡上解析を詳しく見るべきだと。

どこまで遡上解析がしてあるかにもよるのですけども、最大の遡及高さまでの解析しかしてないとすると、引き波の挙動は分からないわけですけども、その後の挙動もあって、引き波は必ずしも来たとおりに戻るものでもなくて、挙動には様々な変化がありますので、引き波の対策をどうとるべきかというのは、やはり、これは評価なり、解析が必要であれば必要な解析を行うべきだと思いますし、これは、まだまだこれからの議論だろうというふうには思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 フジオカさん。

○記者 NHK のフジオカです。

六ヶ所村の再処理工場の審査の関連で、先日、経産大臣から意見照会の回答が寄せられたという話だったのですけれども、委員長として、それをまず御覧になっていかがでしょうかというところと、内容としてはエネ基に沿うものというふうなことが明記されていたのですが、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 私たちの尋ねたことに対して丁寧に答えてもらったと思っています。

こんなことを申し上げるべきじゃないかもしれないですけど、場合によってはもっと素っ気ない答えもあるかなというところですけども、丁寧に答えてもらったというふう

に思っていますし、それから、正当化の主体が経済産業省にあるということが明確になったので、それはよかったというふうに思っています。

○記者 今後としては、やはり、また委員会で議論の俎上に挙げた上で、意見をもむといえますか、まだ意見を交わさなければいけないと思うのですが、委員長としては、受け止めとしては妥当であるというか、こういったものであろうという受け止めでしょうか。

○更田委員長 関心が深いということもあって、ホームページにアップロードして、もう既に公開をしたと思いますけれども、今までの流れと同様に、頂いた御意見と共に、またその諮問から返ってきたものを併せて、いずれかの委員会で最終的な判断に行くだろうと思っておりますけれども、頂いた文言を見る限り、これは私の意見ですけれども、議論になるようなものではなくて、私たちの意図が伝わって、ふさわしい回答を頂いたというふうに思っています。

○記者 最後に、確認に近いようなのですが、委員長、審査書案が取りまとめられたタイミングでは、正当化について意見を求めるといいますか、そこをはっきりさせたいといったようなことをおっしゃったと思うのですが、そこについてはクリアになったということでしょうか。

○更田委員長 飽くまで、意見を聞く際に意図したのは、正当化の主体を明確にしたかったということであって、そもそも規制当局というのは、正当化の議論にみだりに踏み込むべきではないと思っています。東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を引き合いに出すまでもなく、今、重要なのは、規制と推進の分離であって、推進と規制が厳しく分離するという方向の中で、正当化の主体が明確になることはいいことだと思います。私たちもそれを望んでいるわけですが、正当化そのものの議論に規制当局が関与するのは非常に注意深くなければならないし、例外を除けば規制当局が正当化の議論に見解を述べたり踏み込んだりすることはないというふうに思っています。

○司会 ほか、ございますでしょうか。

それでは、左の列の2番目の方。

○記者 茨城新聞社のサイトウと申します。

東海再処理に戻ってしまうのですが、改めて現状の廃止措置計画の評価をどう分析されるか、お願いいたします。

○更田委員長 そうですね、先ほどの御質問にお答えしたとおり、まだ安全対策についても議論をしなければならない一つのものが、今日、石渡委員に指摘された引き波に係るようなことですが、ただ、これも委員会で申し上げましたけれども、2月にJAEAの理事長、副理事長と意見交換の席上、私たちのほうから、更に言えば参加した委員から相当の厳しい表現をもって安全対策に注力していただきたいという意見を伝えて、その後の東海の監視チームの会合を見ていると、対応が随分改善された。今日の委員会でも

申し上げたように、これは児玉理事長、伊藤副理事長のリーダーシップが発揮されたものだというふうを受け止めていて、JAEA の対応は、従来に比べれば格段にレスポンスも早くなったし、こちらの問いかけに対して的確な答えが返ってくるという状態が生まれているので、まだ十分なところまで、もうこれ以上検討の必要がないというところまで達しているわけではないですけども、従来に比べれば随分著しく改善が見られているというふうに私は思っています。

○記者 逆に、今日報告を受けて、何かこう、議論はこれからとおっしゃっていましたが、物足りないようなところとかというのは。

○更田委員長 物足りないというわけではないのですが、やはり東海再処理に関して、まず重要なところから、安全上の重要度の高いところから手をつけようとしていて、ですので、TVF であるとか、そういった廃液のあるところ、HAW であるとか TVF であるとかという施設に集中した議論をしていますけども、これも今日の委員会で出ましたけども、その他の施設についての議論はまだ続けていかなければならないし、それから、お答えしている途中でちょっと思い立ったのですが、物足らないという表現ではないけど、やはりこれを前へ進めないことには解決しないというのは、やはりガラス固化です。ガラス固化は停滞していて、今、結合装置を新たに作り直そうとしている。さらに、今の熔融炉に続く次の炉の製作にも、設計にも入ろうとしている。これは相当に時間がかかる作業ではあるけれど、ガラス固化を早く完了させるのが、ハザードの元を断つわけですから、ガラス固化を早く完了させることが何よりの安全対策だと考えるのだとすれば、今後も大きな議論の対象となるのは、いかにガラス固化を順調に早く完了させるかということだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。

ミヤジマさん。

○記者 FACTA のミヤジマです。

久しぶりなので、ちょっと、もしかしたらもう出ている議論を質問させていただくことになるかもしれません。

どこでも政府でも民間でもコロナ後の在り方ということは議論になっていて、そのキーワードは大体リモートと、いわゆる DX ですね、デジタルトランスフォーメーションと。コロナ後、この規制当局の仕事の仕方というのが、どのように変わると、今の段階で更田さんはお考えになっているのか、また、そういう議論をされているのか。幾つか例を挙げれば、審査会合であれ、Zoom みたいになっていますし、これからはできれば、もういろいろやっていますけど、全ての電力会社の社長と電話会議をして、それを公開するようなやり方もあるでしょうし、審査会合のやり方から含めても、そういうものもできるだろうし、ある意味で、今、私はよく分かりませんが、特定施設なんかも狭い、

狭隘なところに穴を掘ったりいろいろやっていますけど、ああいうのも敷地外で、リモートで、そういうのを世の中が受け入れるような、何かそういう仕組みがあるのではないかと思ったり、やはりコロナ後のそういうリモート社会と言うのでしょうか、そういうものに合わせた規制の在り方というのは、私はあるのではないかと思うのですが、迂遠な話かもしれませんが、そういう必ずしも人がそこにいなくても監視カメラでいいというような、それを受け入れられる世の中になるのではないかと私は思ったりするのですが、その辺を何か議論されているのか、更田さん自身のお考えがあったら伺いたい。

○更田委員長 これは随分議論もしていますし、また考えなければいけない問題だというふうに認識をしています。

一般論からまず申し上げますと、人対人のものに関しては、おっしゃるようにリモートでのものをどんどん進めていければと思っています。例えば、審査会合であるとか意見交換であるとか、こういったものは必ずしも一堂に会さずとも、今の技術を使えば十分意見の交換、意思の疎通もできるし、またそれを公開することもできる。

一方で、やっぱり現場の感覚みたいなものを必要とするものというのはどうしてもあって、今までと同じようなレベルで現場に張りつかなきゃいけないかどうかというのは、今正に議論をしているところではありますけど、ただ、どうしてもリモートで限界のある部分もあると思っています。それから検査官などは、やっぱり職場の士気であるとか雰囲気であるとか、そういったものもつかもうとしていますので、そういった現場との接点という意味では、過剰にリモートを進めるわけにはいかないだろうと思っています。

それから、新型コロナ感染症対策以前から検査の在り方として、これは規制当局が新しい技術を認めていかなきゃいけないわけですけど、ポンプの回転機器などでもそうですけども、センサーをつけておいて、常に振動なりをモニターしておいて、働いているとき、動いているときの挙動をもって見ることによって検査に代える。それから、もっと言えば、順調に動いているものに関して言ったら、古い考え方で言えば、ある期間が来たら分解点検等々やるわけですけど、それに変えてある兆候が現れたら、例えば止めてばらすとか、兆候以外に、普段と違う状態になったらでもいいですけども、そういったオンラインでの機器の監視の仕方というのは、これは以前から議論もあるものですし、今後も議論を加速させる必要もあるし、そういったものを加速させるためには、そういった技術を規制当局が検査に代わるものとして認めていかなきゃならないので、これは私たちの努力すべきところだろうというふうに思っています。

○司会 ほかほございますでしょうか。以上でよろしいですか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。